

身体拘束防止マニュアル

特別養護老人ホームかがやきの苑は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限を行わない。
(契約第8条)

緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施する。

1. 身体拘束防止委員会の開催

委員会構成メンバー

本部 1 名、看護職員 1 名、介護主任 1 名、居宅介護支援専門員 1 名、施設介護支援専門員 1 名

検討内容

三つの要件を全て満たす状態であるかを確認する。

切迫性：利用者本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること。

委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき下記の手続きに移る。

2. 利用者、家族等への説明

家族、又は代理人等に連絡し面接する。(別紙1)「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、介護主任、施設介護支援専門員、ユニットリーダーが詳細な説明を行う。(説明書記入は、介護主任又は施設介護支援専門員)

家族等の十分な理解と同意を得る。別紙1に署名捺印を求める。

3. 介護記録への記載

実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況、等を記録すること。

4. 拘束解除を目標に継続的カンファレンスを行う。

身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束防止委員会において、継続的カンファレンスを行い、検討する。

再検討の結果、期限を延長する場合は、同意書の更新をする。